

## 令和7年度社会福祉法人指導監査結果

令和7年度に高砂市所轄の社会福祉法人15法人（令和7年4月1日時点）のうち5法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項として、下記の点（※）が見受けられました。今後の法人運営の参考としてご活用ください。  
※厚生労働省発出「指導監査ガイドライン」に基づいた指摘事項のみ掲載。

1 必要的記載事項が記載されていない場合、または定款に記載された内容と事実とが異なる場合

定款に記載しなければならない事項が記載されていなかった。

【I 法人運営 1 定款 1】  
（指導監査ガイドライン P. 3 参照）

2 評議員の選任に関して、就任承諾書等の書類に不備がある場合

選任された評議員について、就任の意思表示があったことが確認できない者があった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任 1】  
（指導監査ガイドライン P. 6 参照）

3 評議員の選任手続において、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないことを確認していない場合

選任された評議員について、欠格事由に該当しないことが法人において確認されていない者があった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任 2】  
（指導監査ガイドライン P. 7～9 参照）

4 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合

令和6年度に開催された理事会において、2回以上続けて欠席している理事があった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任 2】  
(指導監査ガイドライン P. 7～9 参照)

5 定時評議員会が、決算書類承認理事会の開催から2週間(中14日)空けずに開催している場合

定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(社会福祉法第45条の32第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保することとされているが、令和6年度定時評議員会が、令和6年度第1回理事会の開催から2週間(中14日間)の間隔が確保されていなかった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (2) 評議員会の招集・運営 1】  
(指導監査ガイドライン P. 9～10 参照)

6 理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないことを確認していない場合

選任された理事について、欠格事由に該当しないことが法人において確認されていない者があった。

【I 法人運営 4 理事 (3) 適格性 1】  
(指導監査ガイドライン P. 16～18 参照)

7 監事の選任手続において、監事候補者に対して欠格事由に該当しないことを確認していない場合

選任された監事について、欠格事由に該当しないことが法人において確認されていない者があった。

【I 法人運営 5 監事 (2) 選任及び解任 2】  
(指導監査ガイドライン P. 21～P. 23 参照)

8 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない場合

理事長・園長の報酬額に算定根拠資料がなく、事業経営の透明性の確保が図られていない。

【Ⅰ法人運営 8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 (3) 報酬の支給 1】  
(指導監査ガイドライン P. 39～40 参照)

9 社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない場合

有価証券による資産運用を行っているにもかかわらず、資金運用規程に基づく運用がなされていない。

【Ⅲ管理 2 資産管理 (2) 基本財産以外の財産 1】  
(指導監査ガイドライン P. 52～53 参照)

10 会計基準に則さない会計処理により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合

預金の残高証明書と帳簿残高との照合を行ったところ、金額が一致しなかった。

【Ⅲ管理 3 会計管理 (1) 会計の原則 1】  
(指導監査ガイドライン P. 56～57 参照)

11 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合

法人で定めている経理規程に沿った運営がなされていなかった。

【Ⅲ管理 3 会計管理 (1) 会計の原則 1】  
(指導監査ガイドライン P. 56～57 参照)

12 作成すべき計算書類が作成されていない場合

注記は当該計算書類に対応して記載すべきものとされているところ、拠点区分別計算書類に対する注記が作成されていなかった。

【Ⅲ管理 3 会計管理 (3) 会計処理 3】  
(指導監査ガイドライン P. 6 1 参照)